

道路使用許可申請 注意事項

道路使用許可とは...

道路は本来、人や車が通行する目的でつくられたものであり、催し物をしたり、物を置いたり、作業を行うことを目的として作られたものではありません。

通行以外はいかなる目的であっても、道路の使用により交通に影響のある場合、所轄の警察署長に「道路使用許可」を申請し、安全の確保をしなければなりません。

また一時的であっても、道路に看板や露店を設置したり、通行止めにしたたりする場合には、道路管理者への届出も必要となります。(道路占用許可)

市道・町道... 市役所、町役場

国道・県道... 土木事務所等

申請書はコピーしてもかまいません。石川県警察本部のホームページに様式がありますので、印刷して使うこともできます。

記入には黒色ボールペンを使用してください。

鉛筆や消えるボールペン（フリクション）は使えません。

シヤチハタ印はご遠慮ください。朱肉で押してください。

申請書は、添付書類も含め**それぞれ2部ずつ**必要です。

同じものが2部できあがるようにしてください。

不足していても、**警察署ではコピーできません。**

道路使用許可は、手数料が**2,300円**かかります。

受付時間は、

平日（月曜日～金曜日） 8：30 ～ 17：15

後日、**許可証を取りに来てください。**

許可まで2日かかります。（土・日・祝日除く）

ただし、調査のため2日以上かかる場合もあります。

日程等決まり次第、早めに申請してください。